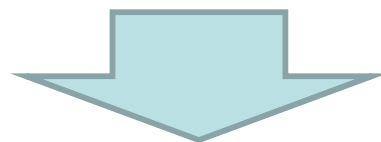


# 発注関係事務の運用に関する指針 改正の骨子案について

---

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。



### 運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査**（地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))**及び設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、i-Constructionの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1. 発注関係事務の適切な実施

- (1) 調査及び設計段階
- (2) 工事発注準備段階
- (3) 入札契約段階
- (4) 工事施工段階
- (5) 工事完成後
- (6) その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

働き方改革への対応

- 適正な工期設定
- 計画的な発注や施工時期の平準化
- 工事中の施工状況の確認等

生産性向上への取組

- ICT技術の活用を含めた最新の積算基準を適用
- 3次元データ等を積極的に活用
- 関係者間での情報共有システムの推進

法改正に基づき改正

- 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

調査設計の品質確保

- 業務の性格に応じた技術提案の評価内容の設定

働き方改革への対応

- 計画的な発注や履行時期の平準化

生産性向上への取組

- 電子納品のオンライン化を積極的に推進
- データ関係基盤を構築

2. 発注体制の強化等

- (1) 発注体制の整備等
- (2) 発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

法改正に基づき改正

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制
- 発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

### Ⅲ. 災害時における緊急対応

#### 1 工事

- 1-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
  - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
  - (2) 発注関係事務の効率化
  - (3) 復旧・復興工事の担い手の確保
  - (4) 迅速な事業執行
  - (5) 早期の復旧・復興に向けた取組

#### 2 測量、調査及び設計業務

- 2-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
  - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
  - (2) 発注関係事務の効率化
  - (3) 迅速な事業執行
  - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

#### 3 建設業団体や他の発注者との連携等

#### 災害時の緊急対応の充実強化

- 災害時における入札契約方式の選定
  - ・随意契約
  - ・指名競争入札
- 実態を踏まえた積算の導入
- 一括審査方式の活用
- 事業促進PPPの活用

(H26制定時)

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

Ⅳ. その他配慮すべき事項

(改正骨子案)

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
  - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計業務
  - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

Ⅴ. その他配慮すべき事項

- 1. 受注者等の責務
- 2. その他

(改正事項)

近年の取組事項を反映  
○ワークライフバランス等推進  
企業の評価項目の設定  
○ISO9001を活用した品質管理

調査設計の品質確保  
○設計段階から施工者が  
関与する方式(ECI方式)

法改正に基づき改正  
○適正な額の請負代金及び  
適正な工期等を定める  
下請契約を締結

## 6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7  
～  
9  
月  
を  
目  
処

(意見照会)

8/8 (木) ~ 9/13 (金)

地方公共団体・建設業団体等への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

## 意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 改正運用指針(案)の説明

秋  
頃

地方公共団体・建設業団体等へ意見照会

有識者への意見照会

- ・ 改正運用指針(案)に関する意見を収集

## 年内を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始